

# 令和8年度あおり縄文ステーションじょもじょも総合案内等業務 企画提案公募要領

## 1 目的

この要領はあおり縄文ステーションじょもじょもの総合案内等業務を委託する事業者を選定するため、企画提案募集について必要な事項を定めるものである。

## 2 施設概要

あおり縄文ステーションじょもじょもは、青森県に所在する世界遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」の8つの構成資産について、国内外からの来訪者や地域住民等に対し、世界遺産としての価値の伝達や県内各構成資産への来訪・周遊を促進するため、本県の中心的な交通拠点であるJR青森駅の駅ビル内に情報発信の拠点施設として設置されたものである。

## 3 委託業務の概要

### (1) 業務の名称

令和8年度あおり縄文ステーションじょもじょも総合案内等業務

### (2) 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

### (3) 業務実施場所

JR青森駅東口ビル4階 あおり縄文ステーションじょもじょも  
(青森県青森市柳川1-1-5)

- ・ フロア配置（フロア全体・インフォメーションカウンター周辺）、展示概要は別紙1、2及び3のとおり。
- ・ 当該物件は、三内丸山遺跡センター（以下「センター」という。）が東日本旅客鉄道株式会社と定期建物賃貸借契約を締結し、賃借しているものである。なお、本契約におけるあおり縄文ステーションじょもじょもの範囲は、以下の表に掲げる賃借範囲のすべてをいう。

エリア名称	該当範囲	別紙1
県専有部	展示室、事務室	緑枠内
共同専有部 ※隣接する青森市民美術展示館 (青森市)との共同部	通路、便所、授乳室	赤枠内

### (4) 業務内容

別添業務委託仕様書のとおり（企画提案後の協議を踏まえて一部変更可とするが、仕様書に記載されている業務の削除は認めない。）

#### 4 追加業務

受託者は、別添業務委託仕様書に定める業務の他に、インフォメーションカウンター前で、グッズ販売業務を実施することができる。

なお、当該業務は審査項目に含まれるが、実施の有無は受託者の任意とし、実施する場合は、下記の留意事項に従い、受託者の責任及び負担において行うこと。

[グッズ販売業務を実施する場合の留意事項]

- (1) 当該業務の実施に当たって、グッズ販売可能範囲（別紙2参照）のうちセンターが認める範囲について、本契約とは別に、センターと転貸借に係る契約を締結し、転借料（使用料）及び光熱水費等（実費）を納入すること。
- (2) 転借料の目安は、売店使用可能範囲約9㎡を1年間使用した場合、約51万円である。なお、この面積及び金額は、転借面積の上限及び転貸借に係る契約時の予定価格を示すものではない。
- (3) 光熱水費等とは、電気、ガス、水道及び清掃に係る経費である。
- (4) 当該業務の実施に係る経費（転借料及び光熱水費等を含む。）は、委託料に含めることはできない。また、売上は事業者の収入となる。
- (5) 指定業務に支障のない範囲で実施すること。
- (6) センターが縄文遺跡群の普及・啓発に資すると認めた商品に限り販売できる。
- (7) 売店スペースカウンターから展示施設への視認性を妨げるもの（高さ130cm以上）及び廊下カウンター間の移動を妨げるものの設置は禁止する。
- (8) 可能な限りキャッシュレスシステムを利用すること。
- (9) 使用範囲、レイアウト、販売商品等は転貸借に係る契約時の協議により決定するため、実際の販売業務に当たっては、提案内容のとおりにならない場合がある。

#### 5 業務提案上限額

委託料の提案上限額は、以下のとおりとする。

別添業務委託仕様書5(2)イ (6市町と連携したワークショップ・講演)	5,547千円
上記以外の業務	13,624千円
合計	19,171千円

- ※1 上記委託料上限額は、消費税及び地方消費税の額を含む。
- ※2 上記委託料上限額は、契約時の予定価格を示すものではない。
- ※3 委託料は、受託者からの請求に基づき分割して支払う。なお、支払いの方法、回数等については、センターと受託者の協議により定める。

※4 上記委託料上限額には、賃金、機器賃借料、消耗品費、諸経費等必要な経費を含む。

※5 提案額（合計額及び各内訳の額）がそれぞれの上限額を超える場合は無効とする。

## 6 応募資格要件

応募は以下の要件を満たす単独企業又は共同企業体とする。

- (1) 青森県の「競争入札参加資格者名簿」（役務の提供に関するもの）に登録されていること、又は次に掲げる書類を提出できること。
  - ア 定款、会則等
  - イ 国税及び地方税の納税証明書（税の未納がないことを証明するもの）
- (2) 青森県内に事務所、事業所又は活動拠点を有していること。
- (3) 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他の法人又は任意団体であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、本県における一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続を行っていないこと。
- (6) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- (7) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (8) 暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体でないこと。
- (9) 県税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (10) 過去5年以内に、縄文遺跡又は文化財に関する活動の実績があること。

〔複数の法人で構成する共同企業体としての応募に関する留意事項〕

- ① 複数の法人が共同企業体を構成して応募を行う場合は、共同企業体の代表となる法人等を定め、当該代表法人等が応募手続を行うこと。なお、代表となる法人等は、当該共同企業体での責任割合が最大であることを要する。
- ② 共同企業体構成員のすべてが上記(1)～(10)の資格を満たすこと。

## 7 応募の手続き

### (1) 質問の受付

応募に当たって質問がある場合は次に定めるところにより受け付けする。

- ア 提出書類 質問書（様式1）
- イ 提出期限 令和8年2月17日（火）午後5時
- ウ 提出場所 三内丸山遺跡センター 世界文化遺産課

- エ 提出方法 持参(土日祝日を除く午前9時から午後5時まで。)、郵送(配達証明付き書留郵便に限る。提出期限日時までに必着)又は電子メール(電話等で受信を確認すること)により行うこと。
- オ 回 答 令和8年2月20日(金)午後5時までに応募者に対してメールで回答するとともに、青森県のホームページに掲載する。

(2) 参加表明

本企画提案への参加を希望する者は、次のとおり参加表明書(様式2)を1部提出すること。

- ア 提出期限 令和8年2月26日(木)午後5時
- イ 提出場所 三内丸山遺跡センター 世界文化遺産課
- ウ 提出方法 持参(土日祝日を除く午前9時から午後5時まで。)、又は郵送(配達証明付き書留郵便に限る。提出期限日時までに必着)により行うこと。
- エ 添付書類 青森県の「競争入札参加資格者名簿」(役務の提供に関するもの)に登録されていない場合は、6応募資格要件(1)に定める書類を提出すること。

(3) 企画提案書の提出

次のとおり企画提案書を作成し提出するものとする。なお、形式は、日本産業規格A4判縦型・横書きとすること。

- ア 提出書類 ① 鑑文(様式3) 1部  
② 事業計画書(様式3-1) 9部  
③ 経費見積書(総額及び積算内訳を記載) 9部
- ※1 事業計画書及び経費見積書は、正本1部、副本8部提出すること。また、提出者が特定できる内容の記述はしないこと。
- ※2 事業計画書には図表や写真、別添資料を用いても構わない。
- イ 提出期限 令和8年3月5日(木)午後5時
- ウ 提出場所 三内丸山遺跡センター 世界文化遺産課
- エ 提出方法 持参(土日祝日を除く午前9時から午後5時まで。)、又は郵送(配達証明付き書留郵便に限る。提出期限日時までに必着)により行うこと。

## 8 審査及び決定方法

- (1) 資格要件の審査及び提出書類の確認  
応募資格の要件審査及び提出書類の形式的な確認は、センターが行う。
- (2) 審査の方法

別紙4「令和8年度あおもり縄文ステーションじよもじよも総合案内等業務事業者選定基準表」を基準として、企画提案書の内容を審査し、随意契約の候補者（以下「契約候補者」という。）1者を選定する。

なお、応募者が1者のみであっても、本企画競争は成立することとし、審査及び選定を行うが、審査員一人当たりの評価合計点が満点の5割未満の場合、「契約候補者なし」とする場合がある。

また、応募者によるプレゼンテーションやヒアリングは実施しない。

### (3) 選定結果の通知

選定結果は、令和8年3月16日（月）まで（予定）に応募者に書面で通知する。

## 9 契約手続

契約候補者に選定された団体は、事業の内容等について、選定後に詳細な打ち合わせを行い、提案された業務内容等についてセンターと協議をする。協議が整った場合に改めて見積書を徴取し、内容を精査した上で、随意契約により委託契約を締結する。

なお、この協議結果により、提出された提案の内容を一部変更する場合がある。また、上記協議が不調となった場合には、次点者と同様の手続を行うものとする。

## 10 応募に際しての注意事項

- (1) 応募者の提出する企画提案書は1案に限る。
- (2) 応募に要する費用は、応募者の負担とする。
- (3) 受付期間終了後の書類の内容変更、追加は認めない。
- (4) センターは、必要に応じて、提出書類を補足する資料の追加提出を求めることがある。
- (5) 提出された書類は、委託候補者の選定のみで使用し、一切返却しない。
- (6) 使用言語は日本語とする。
- (7) 使用通貨は円とする。
- (8) 事業計画書及び経費見積書は、提出者（協力者（協力会社等）を含む。）が特定できる内容の記述はしないこと。
- (9) 提出された企画提案書類は、審査を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (10) 応募者が本公募要領に記載された事項に適合しない、若しくは虚偽事項や重大な違背行為があると認められるとき、又はその他の事情により適切な業務の実施が困難と認められるときは、センターは契約候補者としての決定を取り消すことがある。この場合、センターは、当該者が既に要した費用の弁済を行わないものとする。
- (11) 審査経過及び審査結果に関する質問、異議申し立ては一切受け付けない

ものとする。

- (12) 包括的な業務の再委託を禁止する。ただし、一部の履行を第三者に委任する必要がある場合は、あらかじめセンターの承認を得ること。
- (13) 本企画競争は令和8年度予算の成立を前提に実施するものであり、予算の成立状況によっては委託業務を実施しない場合がある。

## 11 全体スケジュール（予定）

令和8年2月 9日（月）	公募開始
2月17日（火）午後5時	質問書提出期限
2月20日（金）午後5時	質問に対する回答
2月26日（木）午後5時	参加表明書提出期限
3月 5日（木）午後5時	企画提案書提出期限
～3月12日（木）	審査
3月16日（月）	審査結果通知
～3月23日（月）	仕様協議
3月24日（火）	見積提出、業者決定
～3月31日（火）	引継ぎ、研修
4月 1日（水）	契約締結、業務開始

## 12 問合せ先・窓口

三内丸山遺跡センター 世界文化遺産課  
〒038-0031 青森市大字三内字丸山305  
電話 017-782-9463  
メール [sekaiisan@pref.aomori.lg.jp](mailto:sekaiisan@pref.aomori.lg.jp)